

2019年フロン排出抑制法改正等の概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。
- 2020年4月1日より施行されます



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入
(現行：間接罰 (指導→勧告→命令→罰則の4段階) ⇒直接罰 (1段階) へ)
- **廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明 (引取証明書の写し) の交付を義務付け**
(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合は除く。)

【建物の解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - **解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大**
 - **解体業者等による機器の有無の確認記録の保存**を義務付け 等

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が**機器の引取り時にフロン回収済み証明 (引取証明書の写し) を確認し、確認できない機器の引取りを禁止**
(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合は除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等